

# 内閣機能の強化に関する行政組織上の課題

坂 本 眞 一\*

- I はじめに
- II 中央省庁等改革以降の経緯
- III 課題の考察
- IV 今後の方向性

## I はじめに

戦後最大の行政改革であった橋本行革は、我が国の行政システムの再構築を目指して多岐にわたる改革を行ったが、その眼目は、内閣が国政全体を見渡した総合的、戦略的な政策判断と機動的な意思決定をなし得るよう、その機能強化を図ることにあつたと言える。すなわち、国政運営における内閣総理大臣の主導の下、内閣がトップダウン的な政策形成を担い、大括り再編成された省庁を通じた政策調整・実施を確保することが改革を通じて志向された<sup>1</sup>。

この改革の中で、内閣及び内閣総理大臣を補佐・支援するため組織上整備されたのが内閣官房・内閣府である。これらの機関は、内閣を補助して国政

---

\*福岡大学法学部教授

<sup>1</sup> 行政改革会議「最終報告」（平成9年12月3日）はじめに、I 2、II 1、III 4参照

上の重要政策について企画・立案及び総合調整を担い、政策の方向付けを行う司令塔機能を期待されることとなった。橋本行革を受けた中央省庁等改革の実施（平成13年1月）から約18年が経過したが、この間歴代内閣は、この内閣官房・内閣府の組織・機能を積極的に活用してきたと言えるであろう。そして、例えば小泉内閣における郵政民営化の推進、民主党政権における社会保障制度改革の実施、安倍内閣における安全保障法制の整備といった内閣の重要課題の多くが、内閣官房・内閣府の担当部局を活用して処理されてきたことなどに鑑みれば、これらの機関が中央省庁等改革で期待された役割を一定程度果たしてきたものと言っても過言ではないであろう。

他方で、内閣官房・内閣府には、こうした歴代内閣による政治主導の取組の推進等の結果、中央省庁等改革以降一貫して業務が集中してきた。そして、業務の増加や機構・定員等の組織の拡大によって、次第に内閣官房・内閣府が重要政策に対し戦略的・機動的に取り組むことが困難となり、本来の司令塔機能を果たせなくなりつつあるとの指摘が繰り返されてきた。このような問題の改善のため、歴代内閣においても法改正を含む様々な措置を講じて現在に至っている。

こうした内閣機能を支える内閣官房・内閣府については、業務・組織の拡大の状況やその改善に向けた政府の対応等に関する多数の説明・分析が見られる。しかしながら、業務・組織の拡大によってこれらの機関にどのような課題が生じたのか、また政府の対応はこれをどのように改善しようとし、十分であったのか等について具体的に考察したものは見受けられないようである。そこで、本稿では、生じた課題と政府の対応について関連付けながら具体的に考察することにより、今後の内閣を支える行政組織の在り方の検討の一助とすることを企図するものである。

## II 中央省庁等改革以降の経緯

ここでは、中央省庁等改革以降における内閣官房・内閣府の業務・組織の拡大の状況及びその見直しの経緯について概観する。

### （1）内閣官房・内閣府の業務・組織の拡大

戦後の我が国の議院内閣制の下で、内閣総理大臣及び内閣の総合調整機能の強化を図るための取組は、専ら内閣の補助機関としての内閣官房の内部部局の整備と、内閣総理大臣を主任の長とする総理府<sup>2</sup>の外局の整備によってきたが、これらの機関は各省庁の出向者の寄り合い所帯であり、各省庁のセクショナリズムを打ち破る実力はなかったとされる<sup>3</sup>。

中央省庁等改革においては、内閣が国家の総合的・戦略的方向付けを行えるようその機能強化を図ることとされ、内閣の首長たる内閣総理大臣が国政の基本方針の発議権を有すること及びこれを補佐する内閣官房が企画・立案機能（総合戦略機能）を有することが法律上明確にされた（内閣法4条2項、12条2項）。また、内閣総理大臣の職務を補佐するにふさわしい機関として内閣官房の組織強化が図られた。具体的には、特別職（政治的任用職）たる内閣官房副長官補等の職を新設するとともに<sup>4</sup>、内閣総理大臣補佐官の増員を図り、また内閣官房の内部組織を政令事項から総理決定事項に弾力化する等の措置が講じられた。加えて、内閣官房を助けて内閣補助事務を担う機関として内閣府が新設され、内閣の重要政策のうち恒常的・専門的対応が必要

<sup>2</sup> 内閣府とは異なり、総理府は、内閣の統轄の下、分担管理事務として各行政機関の事務の調整等を担う機関であった（中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）により廃止される前の総理府設置法（昭和24年法律第127号）第3条参照）。

<sup>3</sup> 西尾勝『行政学（新版）』（2001、有斐閣）108～112頁

<sup>4</sup> 出雲明子『公務員制度改革と政治主導－戦後日本の政治任用制』（2014、東海大学出版部）284～302、313～315頁は、これら新設された政治任用職は、人材供給源を公務員に求めることを前提とし、国家公務員法上の一般職の規定を一部適用しており、従前の意味での特別職とは異なるとする。

なものの企画・立案及び総合調整事務を担うこととし、その機能に見合った組織整備が図られた。具体的には、特定の重要政策に関する総合調整を強力に推進するための特命担当大臣を新設し、また内閣府が「知恵の場」としての機能を果たすための重要政策会議を置くとともに、時宜に応じて内閣補助事務を弾力的に担わせるための局長級分掌職（政策統括官）を必置とする等の措置が講じられた。

こうして内閣機能を支える機関として整備された内閣官房・内閣府には、以後重要な政策課題の多くが集中することとなったが、その理由としては、Iで述べたように歴代内閣がこれらの機関を活用して政治主導で重要政策を推進したことに加え、内閣の抱える重要課題の多くが大括り再編成された省庁を超えた調整を要するものであったこと、各省庁にも内閣官房・内閣府の省庁横断的な総合調整機能に対する期待があったこと、さらには立法府による議員立法（基本法等）において国民的課題について省庁横断的な対応を求めるものが増加したこと等があると分析されている<sup>5</sup>。

そして、この裏返しとして内閣官房・内閣府の組織の拡大が進むこととなったが、例えば内閣官房については、その人員<sup>6</sup>は平成13年度（中央省庁等改革時）の1,054名（定員515名、併任者539名）から平成26年度には2,929名（定員1,024名、併任者1,905名）と3倍弱に増加し<sup>7</sup>、またその機構も、内閣官房副長官補の下に置かれる分室の数が現在36に及ぶなど極めて大規模なものとなっている（図1）<sup>8</sup>。同じように、内閣府についても、人員は平

<sup>5</sup> 内閣官房・内閣府の拡大の状況及びその理由の分析については、五十嵐吉郎「内閣官房、内閣府の現在」『立法と調査』No. 347（2013. 12、参議院事務局）58～68頁、瀬戸山順一「内閣官房・内閣府の業務のスリム化」『立法と調査』No. 364（2015. 5、参議院事務局）6～10頁、宮崎一徳「内閣官房、内閣府の拡大と議員立法の役割」『公共政策志林』4巻（2016. 3、政法大学）61～71頁、原田久『行政学』（2016、法律文化社）44～53頁などを参照。

<sup>6</sup> ここでは定員と併任者（非常駐併任者を含む。）の計を示している。

<sup>7</sup> 第189回国会衆議院内閣委員会議録第15号（平成27年6月19日）22頁

<sup>8</sup> 法律により内閣に置かれ内閣官房が事務を行う閣僚級の会議・本部の数も23に及ぶ。

成13年度の2,412名（定員2,210名、併任者202名）から平成26年度には3,016名（定員2,314名、併任者702名）と大幅に増加し<sup>9</sup>、またその機構も、この間重要政策会議や政策統括官の追加、独立公文書管理監の新設があったほか、特別の機関及び審議会等の数が現在計40にまで増加するなど極めて大規模かつ複雑なものとなっている（図2）。

## （2）見直しの経緯

（1）のような状況を受けて、歴代内閣においても、内閣官房・内閣府が重要政策に対し機動的かつ柔軟に取り組むことが困難になっているとの認識が持たれることとなり<sup>10</sup>、その改善を目指して次のような措置が講じられてきた。

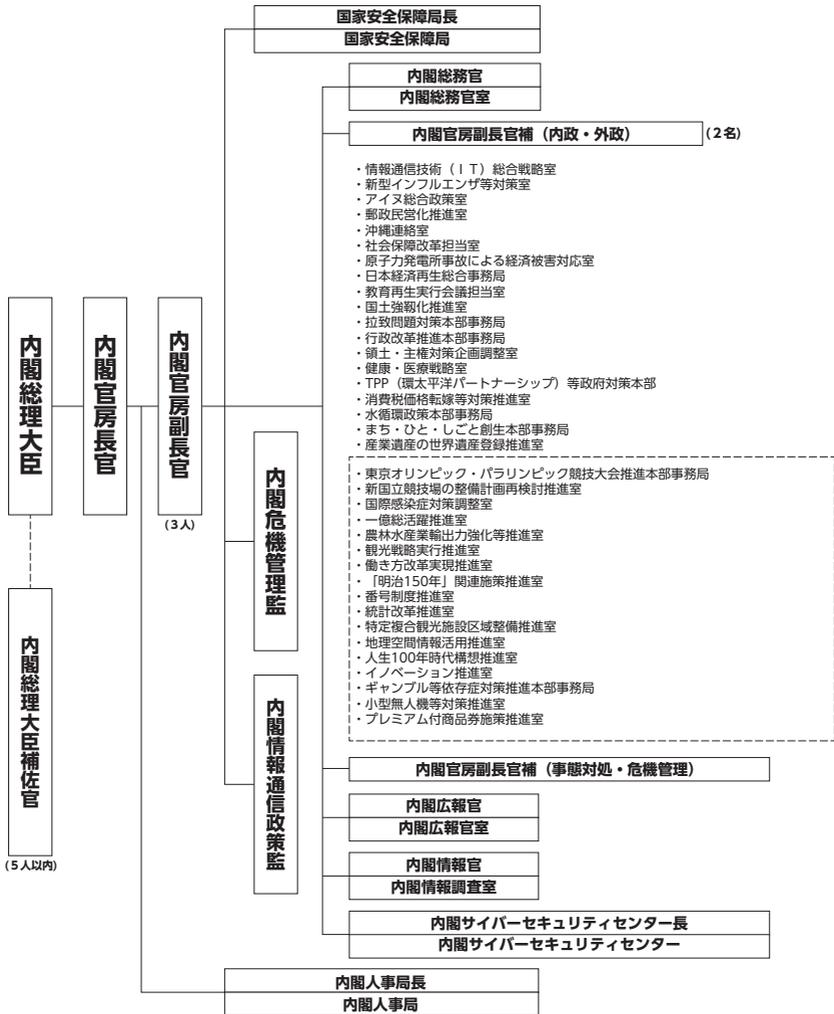
第一に、内閣官房・内閣府が事務を行う会議及び関連する事務の一括廃止等の措置が講じられた。ここで対象となる会議とは、法律により設置される行政機関ではなく、閣議決定等により内閣官房又は内閣府が事務を行うこととされた多数の本部・関係閣僚会議や事務レベルの関係省庁連絡会議等のことである。行政府内での日々の業務から生まれるこうした会議については、従前より行政改革の観点からあるいは政権交代等の機会を捉えて一括廃止等の措置が行われてきたが<sup>11</sup>、中央省庁等改革以降の歴代内閣においても同様の見直しが行われた。具体的には、平成16年10月（第二次小泉内閣）、19年12月（福田内閣）、21年11月（鳩山内閣）、23年10月（野田内閣）、24年12月

<sup>9</sup> 第189回国会衆議院内閣委員会議録第15号（平成27年6月19日）23頁

<sup>10</sup> 中央省庁等改革からまもない時期に、「官邸主導」を掲げてトップダウン型の政権運営を行った小泉内閣においては、内閣官房・内閣府に置かれる本部・関係閣僚会議等の増加が課題とされ（『日本経済新聞』（H16.10.21）参照）、その後の歴代内閣においても同様の問題意識が持たれた。さらに、内閣官房に国家戦略室を置くなど政治主導の政権運営を図った民主党政権において、内閣官房・内閣府の肥大化が強く認識され、その後の自民党政権においても共通の問題意識が持たれている（後述）。

<sup>11</sup> 会議の一括廃止等については、古矢一郎「内閣に置かれる会議体について－その一括廃止の観点から－」『福岡大学法学論叢』第59巻第3号（2014.12、福岡大学）参照。

図1 内閣官房組織図（平成30年12月7日現在）



(出所) 内閣官房 HP をもとに筆者作成

(注1) 下部組織については一部省略している。

(注2) 点線内は、「内閣官房及び内閣府の見直しについて」の閣議決定（平成27年1月27日）以降に設置されたもの

図2 内閣府組織図（平成30年12月31日現在）



※1 各省大臣を兼務している者を含む。

※2 内閣官房との連携を要する特定事項に限る。

※3 定数の3名以外に、各省副大臣で内閣府副大臣を兼務している者が6名いる。

※4 定数の3名以外に、各省大臣政務官で内閣府大臣政務官を兼務している者が6名いる。

(出所) 内閣府 HP をもとに筆者作成

(注) 点線内は、「内閣官房及び内閣府の見直しについて」の閣議決定（平成27年1月27日）以降に設置されたもの

（野田内閣及び政権交代後の第二次安倍内閣）にそれぞれ閣議決定等により多数の会議を一括廃止するなどの措置を講じている<sup>12</sup>。なお、このうち平成24年12月の野田内閣における措置は、内閣官房・内閣府の本来の機能を向上させる観点から、その機能にふさわしい事務以外は最も関連の深い省庁等に移管するなどの方針を明確にした上で、会議・事務の廃止のみならず各省庁への移管措置を講じており<sup>13</sup>、これはその後の内閣官房・内閣府の見直し方策の先鞭になったように見受けられる。

第二に、内閣府副大臣・大臣政務官の充て職を用いた増員措置が講じられた。内閣府に業務が集中することによっては、内閣府設置法により各3名とされている内閣府副大臣・大臣政務官の業務が広範なものとなる上、各副大臣・大臣政務官が、多数任命される特命担当大臣のうち複数名を補佐する必要があるため、安定的な政務のラインを形成しづらいとの課題が生じていた。このため、平成24年には民主党政権下において、各省の副大臣・大臣政務官をもって内閣府の副大臣・大臣政務官に充てられるようにし、実質的な増員を図る措置が講じられた<sup>14</sup>。

第三に、平成27年には、中央省庁等改革以降初となる法律レベルでの内閣官房・内閣府の業務の全面見直しが行われた。平成24年の自由民主党の政権復帰後も、内閣官房・内閣府の見直しは政治的な課題となり、政府は与党提言を受ける形で検討を進め、うち法律事項を措置する法案を国会に提出した。成立した「内閣官房・内閣府見直し法」<sup>15</sup>は、「内閣の重要政策について、内閣官房及び内閣府が政策の方向づけに専念し、個別の行政課題により精通した各省等が中心となって政策をより強力かつきめ細かく推進できるようにし

<sup>12</sup> 同21～29頁。なお、後述のとおり、内閣官房・内閣府見直し法及びそれに先立つ閣議決定（平成27年1月27日）によっても会議・事務の廃止・移管が行われた。

<sup>13</sup> 「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」（平成24年12月7日閣議決定）参照

<sup>14</sup> 「内閣府設置法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第35号）

ていくこと」が重要であるため、「内閣官房から内閣府に、また内閣府から各省等に事務等を移管するとともに、各省等においても内閣府と同様の総合調整等を行えるようにするための措置を講ずる」<sup>16</sup>のものであった。これは、内閣官房・内閣府に過度に業務が集中し、もはや内閣補助機能を十分に果たすことが困難となっている現状を踏まえた上で、各省に一定の内閣補助機能を与え<sup>17</sup>、また各省大臣に内閣府特命担当大臣と同様の権限を付与することにより<sup>18</sup>、内閣全体の総合戦略機能の充実を図るものであった<sup>19</sup>。いわば、従来内閣官房・内閣府が独占していた内閣補助事務を、各省等に開放する措置を講じたわけである<sup>20</sup>。なお、国会で同法に付された附帯決議においては、3年後を目途に次回の全面的な見直しを行うこと及び今後の法律による内閣官房・内閣府への業務の追加に当たってはいわゆるサンセット方式を前提とすることが求められている<sup>21</sup>。

---

<sup>15</sup> 「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）。同法の詳細については、中司光紀＝新井智広「内閣官房・内閣府が政策の方向付けに専念し、各省等が中心となって強力かつきめ細かく政策を推進」『時の法令』No. 1999（2016. 4、朝陽会）を参照。

<sup>16</sup> 第189回国会衆議院内閣委員会議録第14号（平成27年6月17日）2頁

<sup>17</sup> 国家行政組織法5条2項

<sup>18</sup> 同15条の2

<sup>19</sup> 藤野知之「内閣官房及び内閣府の事務の見直しについて」『季刊行政管理研究』No. 151（2015. 9、行政管理研究センター）65～67頁参照。なお、内閣の統轄の下にある各省が内閣補助事務を担うことが可能となる理由については、立案担当者による同稿によれば、「内閣補助事務を付随的に担う（必要に応じ閣議決定に基づき、主たる事務である分担管理事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣補助事務を担う）ことについては、法制上許容される」とされている。

<sup>20</sup> 併せて、内閣官房の知的財産戦略、総合海洋政策等の事務を内閣府に、内閣府の犯罪被害者等施策、消費者問題等の事務を各省等にそれぞれ移管する措置が講じられた（中司＝新井（2016）13～21頁参照）。

<sup>21</sup> 衆議院内閣委員会附帯決議五、六及び参議院内閣委員会附帯決議四。なお、法案提出に先立つ閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成27年1月27日）にも3年後見直しについて規定がある。

こうして、内閣官房・内閣府の見直しは法改正を伴う全面的な見直しにまで至ったが、以降もこれらの組織には拡大がみられ（図1、2の注参照）、現在は法律の附帯決議で求められた3年後見直しの時期を迎えようとしているところである。

### Ⅲ 課題の考察

ここでは、内閣官房・内閣府の業務・組織の拡大が、両機関に具体的にどのような課題をもたらしたのか、これに対しⅡ（2）で述べた政府の対応はどのような改善を図るものであったのか、十分であったのかなどについて考察を試みたい。

Iで述べたように、歴代内閣は、内閣官房・内閣府の拡大に伴い、重要政策に対し戦略的・機動的に取り組むことが困難になったとの認識を持ってきた。しかしながら、これらの機関について、例えば重要政策の立案に著しい遅延が生じたとか、あるいは各省の総合調整が不調に終わったといったように、その課題が具体的な事例として指摘されたことはないようである<sup>22</sup>。

そこで、ここでは、業務・組織の拡大が、これらの機関のマネジメントや政策形成・実施等の様々な側面にどのような影響を与え、どのような課題を生じ得たのかを多面的に考察してみたい。

#### （1）政務による組織マネジメント

一般に、縦割りの行政組織の業務・組織が拡大すれば、行政組織全体のマネジメントの範囲が拡大し、また組織全体の共通事務を担当する官房系統組織の業務が増加するなどの影響が生じると考えられる<sup>23</sup>。ここでは、まず政

---

<sup>22</sup> なお、平成26年1月の自民党総務会において、内閣府が所管する成長戦略の実行計画案の了承が根回し不足を理由に先送りされ、その際に内閣府は肥大化し責任の所在が分かりにくいとの批判があったという（『読売新聞』（H26. 2. 16））。

<sup>23</sup> 西尾（2001）185～186頁参照

務によるマネジメントにどのような影響を生じたのかについて、内閣府から考察してみたい（図2参照）。

まず、大臣によるトップマネジメントに関して、例えば所管が過度に拡大し、その機能が阻害されるようなことはあり得たのか<sup>24</sup>。内閣府の大臣については、内閣官房長官<sup>25</sup>に加えて、多数の特命担当大臣が置かれ、事務を分担し掌理しているとの特徴がある<sup>26</sup>。この特命担当大臣について、内閣府の業務・組織の拡大に伴い多分野に渡る業務を抱え、個別政策に目配りできない状況にあるとの指摘がなされることもある<sup>27</sup>。こうした見方は、主に内閣府に専属の特命担当大臣（各省大臣と兼務でない特命担当大臣。以下「内閣府専属大臣」という。）を念頭に置いて、多岐に渡る業務を所管していることを捉えてなされるものであろう<sup>28</sup>。そこで、ここでは粗い考察ではあるが、内閣府特命担当大臣の担務の幅や量を理解するため、その所管部局を整理してみたい（表1）。

表1によれば、内閣府専属大臣は分野がばらばらな多岐に渡る業務を担い、これに応じた大小様々な部局を所管していることが見て取れる。他方で、各省大臣が、大括り化された省全体を一人で所管し、省によっては内部部局（官房、局、統括官）だけで10前後にも及ぶものがあるのに比べれば、マネジメ

<sup>24</sup> 例えば、中央省庁等改革により大括り化された厚生労働省については、その後の業務の増加や政策の重要性の増大により1人の大臣では対応できなくなったとして、省分割や複数大臣制の導入を求める主張がみられる。

<sup>25</sup> 内閣府の事務のうち特命担当大臣が掌理するものを除いた事務を統括する（内閣府設置法8条1項）。なおⅢ（2）で述べる大臣官房の業務（人事、予算等）については内閣官房長官の所管である。

<sup>26</sup> 現在、沖縄及び北方対策、金融、消費者及び食品安全、少子化対策をそれぞれ掌理する特命担当大臣が必置とされ（内閣府設置法10条～11条の3）、それ以外も含め計9名の特命担当大臣が置かれている（表1）。

<sup>27</sup> 『読売新聞』（H27. 1. 30）

<sup>28</sup> 例えば、第四次安倍内閣の宮越光寛大臣は、内閣府特命担当大臣として4つ、内閣の担当大臣として4つの政策分野を担当している（表1）。

表1 第四次安倍内閣における内閣府特命担当大臣が所管する主な部局

(平成30年12月21日現在)

| 主な職名   | 大臣名   | 主な部局   |
|--|-------|--|
| 財務大臣、内閣府特命担当大臣（金融）<br>デフレ脱却担当  | 麻生太郎  | 官房・5局（財務）、庁（国税）<br>庁（金融）   |
| 総務大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）   | 石田真敏  | 官房・9局、2統括官（総務）   |
| 経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）<br>産業競争力担当、国際博覧会担当、<br>ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当 | 世耕弘成  | 官房・6局（経産）、3庁（資工、特許、中企）   |
| 環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）  | 原田義昭  | 官房・4局（環境）、2統括官（環境、原子力防災）   |
| 国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（防災）<br>国土強靱化担当  | 山本順三  | 庁（警察）、統括官（防災）  |
| 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策）<br>一億総活躍担当、行政改革担当、国家公務員制度担当、領土問題担当    | 宮越光寛  | 庁（消費者）、局（沖縄振興）、2統括官（共生社会、沖縄政策）、6事務局（行革、北方、消費者委、食安委、子ども・子育て、海洋）、2室（一億、領土） |
| 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策）<br>情報通信技術（IT）政策担当                      | 平井卓也  | 統括官（科技）、3事務局（知財、宇宙、日学）、室（IT）   |
| 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）<br>経済再生担当、全世代型社会保障改革担当                                       | 茂木敏充  | 3統括官（経済財政運営、経済社会システム、経済財政分析）、経済研究所、2事務局（日本経済再生、TPP）、2室（社会保障改革、人生100年）    |
| 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、男女共同参画）<br>女性活躍担当、まち・ひと・しごと創生担当                            | 片山さつき | 局（男女）、公文書監、4事務局（地方創生、公益認定、規制改革、まち・ひと・しごと）                                |

(出所) 官邸 HP、内閣官房 HP 及び内閣府 HP をもとに筆者作成

(注1) 太線枠内は内閣府専属大臣を示す。

(注2) 各省の部局については、官房、局、統括官及び庁（外局）を記載

(注3) 内閣府の部局については、局、統括官及び庁（外局）のほか、特別の機関又は審議会等で専属の事務局を有するものを記載

(注4) 内閣官房の部局については、副長官補（内政・外政）の下にある分室で内閣府専属大臣が所管するものを記載

ントの対象は限られていることが伺えるだろう。そうすると、内閣府の業務・組織の拡大は、特命担当大臣のマネジメントに対し、業務量の面で課題を生じることは想定しにくい、業務の広範さの面で課題が生じることは想定され<sup>29</sup>、それはそもそもの担務の分担の在り方はもとより、大臣のサポート体制の在り方など運用面での対応が求められる課題であると言えるだろう（（2）に後述）。

次に、大臣を支える副大臣・大臣政務官についてみると、内閣府の定数は各3名とされており<sup>30</sup>、近年の特命担当大臣の任命数より少ない数となっている。このため、内閣府の業務・組織が拡大するほど、特命担当大臣の場合にも増して、副大臣等の業務の幅は拡大することになる。また、特にⅡ（2）で述べた充て職を用いた増員措置（平成24年）が講じられるまでは、この副大臣等各3名で、各省大臣を兼務する特命担当大臣（以下「各省兼務大臣」という。）を含めた多数の大臣に仕える必要があったため、政務の指揮命令系統が複雑化し、安定的なラインを形成しづらいという課題もあった<sup>31</sup>。

平成24年の措置<sup>32</sup>を受けて、現在では、各省の副大臣等に内閣府副大臣等を兼務させ、各省兼務大臣の内閣府担当大臣としての職務の範囲を担当させており、もって同一の政務のラインを確保する運用がなされている。これにより、例えば現在の内閣における副大臣等の業務分担をみても、内閣府専属

---

<sup>29</sup> 例えば、大臣が自分の得意分野以外の政策を担う可能性があることや、また同時期に異なる政策分野で大きな課題が生じたり、国会で複数の委員会から答弁を求められたりすることなどが考えられる。

<sup>30</sup> 各省の定数（国家行政組織法別表第三参照）と比べれば多い。

<sup>31</sup> 内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第35号）の国会審議において、古川内閣大臣（当時）は次のように述べている。「私自身も副大臣のときにあったのが、お仕える大臣が三人も四人もいる。そうすると、こっちの大臣から呼ばれる、あっちの大臣から呼ばれる、こっちへ行っていると、おまえは何で俺の方に来ないんだとか、そういうことがあったりするんですね。」（第180回国会衆議院内閣委員会議録第9号（平成24年6月14日）10～11頁）

<sup>32</sup> 制度改正の理由については、国会審議において、同一の政務のラインを確保する目的があることは明らかにされているが、業務の広範さ等については触れられていない。

の副大臣等が仕える大臣はそれぞれ2名ないし3名にとどまっており、政務のラインは明確になっていると言えるだろう（表2）。他方で、副大臣等の業務の幅についてみると、内閣府専属の副大臣等の職務が極めて広範な分野に及んでいることには変わりはない。もちろん、副大臣等の業務は政策・企画にどの程度関与するのかに大きく左右されるが、マネジメントを考える上

表2 第四次安倍内閣における内閣府副大臣・大臣政務官の分担（主なもの）

| 大臣                                  | 副大臣   | 大臣政務官 | 主な担務  |
|-------------------------------------|-------|-------|---|
| 菅内閣官房長官                             | 佐藤章   | 安藤裕   | 賞勲、国際平和協力、拉致被害者等支援  |
| 宮越大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策） |       |       | 沖縄振興、北方対策、消費者委員会、食品安全委員会、子ども・子育て本部、少子化社会対策会議、共生社会政策、子どもの貧困対策、総合海洋政策本部 |
| 平井大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策）  |       |       | 知的財産戦略、科学技術・イノベーション政策、宇宙開発戦略  |
| 麻生大臣（金融）                            | 田中良生  | 長尾敬   | 金融庁   |
| 茂木大臣（経済財政政策）                        |       |       | 経済財政運営、経済財政分析、税制調査会   |
| 山本大臣（防災）                            | 中根一幸  | 舞立昇治  | 防災  |
| 片山大臣（地方創生、規制改革、男女共同参画）              |       |       | 地方創生、地方分権改革、国家戦略特区、規制改革、男女共同参画、公文書管理、PFI                              |
| 世耕大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）               | 磯崎仁彦  | 石川昭政  | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構<br>【経済産業省兼務】  |
| 原田大臣（原子力防災）                         | あきもと司 | 菅家一郎  | 原子力防災<br>【環境省兼務】  |
| 石田大臣（マイナンバー制度）                      | 佐藤ゆかり | 古賀友一郎 | マイナンバー制度<br>【総務省兼務】   |

（出所）内閣府HPをもとに筆者作成

（注1）太線枠内は、内閣府専属の副大臣又は大臣政務官を示す。

（注2）表に記載した以外に、各省副大臣・大臣政務官で内閣府副大臣・大臣政務官を兼務している者が各3名いる。

では、特命担当大臣の場合と同様に、そのサポート体制など運用面での課題が生じることが考えられるだろう。

内閣官房（図1参照）の政務によるマネジメントについては、事務を統括し中核となる内閣官房長官が存在するほか、内閣の重要課題に対応して多数の内閣の担当大臣が発令されており（表1参照）、内閣府における特命担当大臣と同じように業務を分担している<sup>33</sup>。また、内閣の重要政策の企画・立案について内閣総理大臣を直接補佐する内閣総理大臣補佐官も任命されており、補佐官が重要課題を直接担当する事例も見られる<sup>34</sup>。

内閣官房における業務・組織の拡大は、平成25年の国家安全保障局、平成26年の内閣人事局、平成27年の内閣サイバーセキュリティセンターといった新たな部局の設置によるもののほかは、主に内政・外政をつかさどる内閣官房副長官補の下の分室組織の拡大によっており、これが歴代内閣の多くの重要課題に取り組んできたものと言える。

内閣官房の政務によるマネジメントに関して、中核となる内閣官房長官やその下の内閣官房副長官が極めて多忙な職であるとされるのは、内閣官房の総合調整機能が国政全般に渡り、内閣官房長官の職務が広範に及ぶからであると言え、これに特定業務の負担等の要因を見付けることは難しい。加えて、上述のような多様な政務等が業務に関与していることを踏まえれば、副長官補の下などでの業務・組織の拡大がマネジメントに与える影響を一概に述べることは困難であろう。他方で、内閣官房の総合調整業務が過度に拡大すれば、各案件への内閣総理大臣や内閣官房長官の関与が制約され、官邸主導による課題解決機能が果たしづらくなるとも考えられ、こうした事態の改善の

---

<sup>33</sup> 担当する副大臣、大臣政務官も発令されている。

<sup>34</sup> 例えば、第四次安倍内閣において、和泉洋人補佐官は、内閣官房健康・医療戦略室長及び内閣官房イノベーション推進室長を務めている。また、国家安全保障政策については補佐官が常設されている（内閣法22条3項）。

必要から平成27年の内閣官房・内閣府の見直しに至ったものと考えられる<sup>35</sup>。

## (2) 官房系統組織の業務

行政機関に新たな業務が発生した場合、対応する原局がこれを処理するが、加えて、組織全体の法令、予算、人事等の共通事務を横割りで担う官房系統組織（総括管理機関）の業務も発生することとなる。例えば、新たな法案の作成業務を考えると、まず原局の人員・体制を確保し、原局主体の原案作成や各省調整等の業務を行う必要があるが、これに加えて、官房系統組織である大臣官房（総務課）が、省内での文書・法令審査を行うのみならず、法案の内閣法制局との調整、国会提出前の与党審査、国会審議への対応等を先導する役割を担うことになる。そして、こうした新規業務が増加するほど大臣官房の業務が拡大していく。

同じように、予算については大臣官房（会計課）が横割りで所管しており、例えば省の予算要求に当たっては、各部局の要求を調整して概算要求を取りまとめ、財務省との調整を主導する役割を担っている。そして、予算を必要とする新規業務が増加するほどその調整業務は拡大していく。特に、内閣官房・内閣府においては、事業官庁とは異なり一部の事業を除き予算規模が大きくはないため<sup>36</sup>、府省ごとの概算要求に厳しいシーリングが課される現状では、新規の予算事項の調整に多大な労力を要すると考えられる。

他方で、各部局の縦割りの業務が拡大しても、横割り業務を行う官房系統組織の人員は通常拡充されない。そうすると、官房系統組織は更なる業務の

---

<sup>35</sup> 内閣官房・内閣府見直し法を主導した菅内閣官房長官には、自らが責任を持って対応できる案件を絞り込みたい思いがあったとされる（『日本経済新聞』（H26. 3. 2））。なお、内閣官房・内閣府の見直しについて内閣官房長官を中心に論じたものとして、牧原出『「安倍一強」の謎』（2016、朝日新聞出版）第2章参照。

<sup>36</sup> 例えば、内閣官房の2019年度予算額は約984億円であるが、うち6割強を情報収集衛星開発等の経費が占めており、これを除けば360億円程度に過ぎない。また、内閣府（本府）の2019年度予算額は約3兆6,756億円に及ぶが、その約8割は子ども・子育て支援新制度の実施に係る経費（児童手当等）であり、これを除けば7,900億円程度にとどまる。

増加に対し既存の人員で対応する必要が生じ、次第に機動的な対応が困難になっていくことが考えられる。

さらに、こうした官房系統組織の業務の拡大は、各省の大臣官房各課を管理する各課長（総務課長、人事課長、会計課長等）や、その上の官房長、事務次官等のマネジメントにも影響を与えるものと考えられる。すなわち、大臣官房の調整を要する業務が増加するほど、大臣官房幹部による個別業務への関与は制約されざるを得ないと考えられるからである。

この点に関しては、中央省庁等改革により大括り化された各省においては、例えば事務次官級の各省審議官や、官房各課長級の参事官（総括整理職）が置かれ、両者間で旧省庁に応じた業務分担を行うこととするなど、官房系統組織の体制整備が図られたことが知られている。例えば旧総理府、旧経済企画庁等を母体とする内閣府においても、事務次官級の内閣府審議官が2名置かれているほか（図2参照）、官房各課長に相当する参事官が置かれるなど、組織の大括り化に対応する体制がとられた。しかしながら、内閣官房・内閣府においては、既に発足当時の体制の枠を大幅に超えた業務・組織の拡大がみられ、官房系統組織によるマネジメントの対象も飛躍的に増大している。また、官房系統組織の個々の幹部について言えば、例えば内閣府全体の事務の調整や組織管理等を行う総務課長や、その上で国会対応に責任を持つ官房長、さらには組織全体の事務を監督し高所から方向付けを行う事務次官が、自ら熟知していない部局の存在することは認められず、こうした組織全体のマネジメントを担う役職の負担は、業務・組織の拡大に比例せざるを得ないだろう。

以上述べたことからすれば、中央省庁等改革以降、業務・組織が急速に拡大した内閣官房・内閣府においては、官房系統組織の業務や官房幹部によるマネジメントの負担が重いものとなり、官房機能が低下している可能性があるだろう。

さらに、こうした官房系統組織の機能は、(1)で述べた政務のマネジメントの課題とも密接に関わることが考えられる。すなわち、各政務が多岐に渡る業務・部局を所管する中で、業務の優先付けの調整を行うなどこれをサポートするのは官房系統組織の役割であるが、官房幹部の関与などによる調整機能が低下すれば、そのマネジメントにも影響が生じかねないからである<sup>37</sup>。

我が国の行政機関においては、伝統的に各省庁における官房系統組織が高度に整備され、省全体を統制してきたとされる<sup>38</sup>。しかしながら、業務・組織が過度に拡大した内閣官房・内閣府においては、こうした機能が低下しているおそれあり、政務のマネジメントをめぐる課題とも絡んで、状況の改善の必要から平成27年の内閣官房・内閣府の全面的な見直しに至ったものと考えられるが、見直しによる業務の廃止・移管が一部にとどまっていること等に鑑みれば、現状では十分な効果が上がっているかは不明であると考えられる。

### (3) 立法府との調整

政府の重要政策は、与党及び国会による了承プロセスを経る必要があるが、内閣官房・内閣府の拡大はこの面でも課題を生じる可能性がある。すなわち、特定の省に課題が集中し、案件数が過度に増加すれば、受け皿となる与党審査の部会や国会両院の所管委員会において案件が渋滞し、了承プロセスが滞りかねないからである。

このうち与党審査について、自民党政権下で内閣官房・内閣府に対応する同党の部会は内閣部会である。内閣部会においては、もともと内閣府の外局等まで含めた広範な分野の案件を処理する必要があるところ、内閣官房・内

---

<sup>37</sup> 政務のサポートには、大臣室の整備や秘書官、スタッフの配置など、物理的にも大きなコストを要する。なお、特に内閣府については、現在、専属の大臣・副大臣・大臣政務官だけで計10名が置かれており、政務のサポートをめぐる課題が重大であると考えられる。

<sup>38</sup> 西尾(2001)117頁

閣府の拡大が顕著になる中で、2016年以降は部会を内閣第一、内閣第二に分ける二部会制を導入し、政策分野に応じて案件を分担する運用がなされている。このような例は、同党の他部会においてはみられない。

次に、国会審議のプロセスについては、内閣官房・内閣府の提出法案の受け皿となるのは衆議院及び参議院の内閣委員会である。この内閣委員会については、内閣官房・内閣府による提出法案が多いことや、内閣の重要法案が集中し与野党対立の場となることにより、審議日程の確保が困難になるといった課題が指摘されている。

実際に、近年の通常国会における内閣官房又は内閣府を主管とする法案の提出状況を示すと表3のようになる<sup>39</sup>。これによれば、法案処理の遅延が著しかった民主党政権下はもとより、自民政権復帰後の平成25年以降の通常国会においても、提出法案数はほぼ毎年10本を超えている。法案の内容も、内閣官房・内閣府の多様な所管業務を反映して極めて広範な分野に渡っており、例年、特区を始めとする規制改革、地域主権改革及び公務員給与関係の改正法案が提出されるのに加えて、子ども・子育て支援、地域再生、PFI、沖縄振興、宇宙政策、防災、サイバーセキュリティ、行政改革、個人情報保護等の多岐に渡る分野の法案が随時提出され、さらに年によっては内閣官房から番号法案、IR 関連法案、TPP 関連法案等の内閣の重要法案が提出される構図となっている<sup>40</sup>。

このように、内閣官房・内閣府からは例年構造的に10本を超える法案が提出され、特別委員会等の他委員会に付託されるもの（沖縄振興、防災等）を除いては、その多くが内閣委員会に付託されている。そして、これまでに、

<sup>39</sup> 内閣委員会における法案の渋滞が特に顕著となった、民主党政権後期の平成24年通常国会以降について記載している。

<sup>40</sup> 曾我謙悟『現代日本の官僚制』（2016、東京大学出版会）173～181頁は、内閣官房提出法案のうち新規立法について分析し、内閣官房による政策形成を多用したのは小泉内閣であり、第二次以降の安倍内閣はむしろ各府省を通じた立法による政策形成に軸足を移しているとする。

表3 各年通常国会における内閣官房・内閣府（外局除く）提出法案数

| 年(国会会期)    | 内閣    | 内閣官房     | 内閣府    | 合計      | 内閣委成立の法律の例             |
|------------|-------|----------|--------|---------|------------------------|
| H24 (180回) | 野田    | 14 (10*) | 8 (2*) | 22 (12) | 子ども・子育て支援法             |
| H25 (183回) | 第二次安倍 | 6 (1)    | 5 (0)  | 11 (1)  | 番号法、障害者差別解消法           |
| H26 (186回) | 第二次安倍 | 5 (0)    | 5 (0)  | 10 (0)  | 健康・医療戦略法、独法通則法改正法      |
| H27 (189回) | 第三次安倍 | 5 (0)    | 5 (0)  | 10 (0)  | パーソナルデータ利活用法、国家戦略特区関連法 |
| H28 (190回) | 第三次安倍 | 5 (1)    | 6 (2)  | 11 (3)  | (同年臨時国会においてIR推進法)      |
| H29 (193回) | 第三次安倍 | 2 (0)    | 3 (0)  | 5 (0)   | 国家戦略特区関連法(加計学園問題審議)    |
| H30 (196回) | 第四次安倍 | 4 (1)    | 9 (3*) | 13 (4)  | TPP関連法、IR実施法           |

(出所) 衆議院 HP、参議院 HP 及び内閣法制局 HP をもとに筆者作成

(注1) 提出法案には継続案件を含む。また内閣委員会以外の委員会に付託されたものも含む。

(注2) カッコ内は国会会期に成立しなかったもの数。これらについては、平成24年内閣官房分(10本)のうち5本が撤回され、同年内閣府分(2本)及び平成30年内閣府分(3本)のうち各1本が審議未了廃案となった(\*関係)ほかは、すべて継続審査となっている。

法案内容ではなく委員会の混雑のために国会会期内に成立しなかったのではないかと思われる事例も発生している<sup>41</sup>。

このような状況を受けて、近年では立法府において、例えば平成28年通常国会(第190回国会)における TPP 関連法案等の重要法案を特別委員会で審議したり、また本来的に内閣委員会の所管である法案を審議日程確保等の観点から他委員会で審議したりするなど、内閣委員会の渋滞を避ける方向での法案処理が行われている<sup>42</sup>。このように、立法府の側の努力により、内閣官房・内閣府主管の法案が他委員会で審議可能とされる事例が積み重なれば、

<sup>41</sup> 例えば、内閣委員会で TPP 関連法案、IR 関連法案が与野党対決で審議された平成30年常会では、1法案が審議未了廃案、3法案が継続審査となった。さらに同年臨時国会では、継続審査とされたうち1法案(サイバーセキュリティ基本法改正法案)は成立したが、1法案(成年被後見人制度適正化法案)は再び継続審査となり、1法案(国家戦略特区法改正法案)は審議未了廃案となった。『日本経済新聞』(H30.11.30)参照

むしろ政府側に対し法案作成が内閣に集中していることへの批判が生じかねないであろう。

平成27年の内閣官房・内閣府の見直しは、こうした国会審議の状況の改善も念頭に置くものであったと考えられるが、業務の廃止・移管が一部にとどまったことや、翌年以降の内閣委員会においても案件が混雑している状況をみれば、現状では改善には至っていないものと考えられる。

#### （４）人員の確保

行政機関の業務・組織が拡大すれば、それを支える人員の確保が必要となるが、これに関し内閣官房・内閣府には次のような特徴がある。

一つは、プロパー職員が少ないことである。すなわち、内閣官房はもともとプロパー職員のいない各省出向者等からなる組織である<sup>43</sup>、また内閣府も母体となる旧省庁が小さい、出向者の割合が非常に高い組織である<sup>44</sup>。もう一つは、急増した業務量に見合う定員が措置されていないことである。この背景には、政府全体の定員が厳しく抑制される中で、両機関も例外ではなく、内閣人事局による毎年度の厳格な定員審査を受け、また中期的には定員削減計画に沿った合理化を行うことが求められていることがある<sup>45</sup>。

このように、もともと各省出向者等に人員を依存している両機関において、定員数が伸びない中では、業務の増加に対し各省職員に併任をかけて人員を

<sup>42</sup> 例えば、国家戦略特区関連法案及び地域再生法関連法案は、衆議院では平成26年以降は地方創生に関する特別委員会で審議されている。近年では、平成29年常会で皇室典範特例法案が特別委員会で審議されたほか、平成30年臨時国会で海洋再生可能エネルギー発電利用促進法案（再提出）の両院の所管が日程に余裕のある国土交通委員会に変更された（『日本経済新聞』（H30.11.30）参照）。

<sup>43</sup> 高橋洋「内閣官房の研究－副長官補室による政策の総合調整の実態－」『年報行政研究』No. 45（2010、日本行政学会発行）121～122頁参照

<sup>44</sup> 小林悠太「内閣府における事務局機能の変遷－官僚集団の特性に着目して」『季刊行政管理研究』No. 153（2016. 3、行政管理研究センター）36頁以下参照

<sup>45</sup> 現在は、平成27年度から31年度までの定員合理化目標数に応じた合理化が求められている（内閣人事局 HP 参照）。

確保することが必要になる。具体的には、Ⅱ（１）でみたように、内閣官房においては平成26年度の人員約2,900名のうち併任者が約1,900名を占めるが、その6割弱が内閣官房副長官補の下に配属されていることからすれば<sup>46</sup>、副長官補の下での重要課題の処理の増加に対し各省職員に併任をかけて人員を確保してきたことが伺える。また、内閣府についても、発足以降大幅に増加した併任者の多くが業務の増加した政策統括官等の部署に配置されていることからすれば<sup>47</sup>、新たな課題の増加に対し各省併任者により対応してきたことが伺える。

このように、人員を各省出向者等に依存しながら、業務増に定員措置が伴わない両機関の状況は、今後の人員確保にも課題を生じる可能性がある。すなわち、国の多くの行政機関は慢性的な業務過多と人員不足に陥っているところ<sup>48</sup>、既に内閣官房・内閣府に多数の職員を出向させている各省からすれば、新たに実員を出す余裕がないと考えられるし、その上各省の貴重な定員を割くことになればなおさらインセンティブが失われるからである。

もともと内閣官房・内閣府は、内閣補助事務の増減に伴い組織を柔軟に整えられるよう設計された組織である。しかしながら、両機関とも、拡大した総合調整事務の多くは常態化し、内閣府の場合はこれに付随する分担管理事務も増大している。業務量と定員の乖離が拡大する現状では、両機関に関しては、定員が行政機関を管理するという本来の役割を果たせていないと言ふべきだろう。

最後に、組織管理の側面から付言すれば、内閣官房・内閣府の業務・部局

---

<sup>46</sup> 第189回国会衆議院内閣委員会議録第15号（平成27年6月19日）22頁

<sup>47</sup> 同23頁及び小林（2016）37～39頁

<sup>48</sup> 例えば、国会提出資料のミスや統計調査の誤り等の不祥事が重なる厚生労働省については、大括り化された膨大な業務量に人員数が追いついていないことが繰り返し指摘されている（『日本経済新聞』（H30. 9. 22）、『読売新聞』（H26. 8. 14）、『朝日新聞』（H26. 7. 11）などを参照）。

が拡大し人員が増加するほど、組織としての一体性を保つのが難しくなるし、またプロパー職員の存在する内閣府においては、職員のキャリアプロセスが不明確になるなど人材育成の面での課題が生じることも考えられるであろう。

### （５）その他の課題

Ⅱ（２）で述べたように、内閣官房・内閣府の総合調整機能を支える場として、閣議決定や各種決裁等により内閣官房・内閣府が事務を行うとされる多数の本部・関係閣僚会議等が置かれている。これらの会議は政策課題への対応のために設置されるものであり、内閣官房・内閣府への重要課題の集中に伴い増加する状況にある<sup>49</sup>。

こうした会議の増加については、内閣官房・内閣府への業務の集中という側面のみならず、これらの会議が対外的に政策課題を指し示すものであることに留意して考察する必要がある。すなわち、内閣に会議体を設置することは、政府の重要課題としての認識を示すものであるため、必要以上に会議が乱立すれば、内閣の重要課題が何であるのかが分かりにくい状態を生じ得るからである<sup>50</sup>。

こうした観点からすれば、歴代内閣が行ってきたように、既に役割を終えた会議の一括廃止等の措置が今後も必要であるし、現在のように内閣に頻繁に会議が置かれる状況では、これを定期的に行うことが重要だろう。

## Ⅳ 今後の方向性

ここまで述べたように、内閣官房・内閣府の業務・組織の拡大により、これらの機関には様々な面で課題が生じている可能性があり、これまでの政府

---

<sup>49</sup> 現在置かれている会議については、内閣官房 HP「各種本部・会議等の活動情報」(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/index.html>) 及び内閣府 HP「審議会・懇談会等（政策会議等）」(<https://www.cao.go.jp/council.html>) を参照。

<sup>50</sup> 古矢（2014）29～30頁

の取組では十分には改善されていないものと考えられる。両機関が本来の業務を行うことを確保しつつも、政府内で過度に業務が集中しないよう更なる取組が求められる。

この点、平成27年の内閣官房・内閣府見直し法は、政府の構造自体を改め、課題の抜本的な解決を目指すものであった。すなわち、同法は、各省に内閣補助機能を付与し、内閣官房・内閣府でなければ政府横断的な課題を担いづらかった仕組みを改めるものであり、内閣全体での重要課題への取組の推進という今後の方向性を指し示すものであった。

他方で、この制度改正の前であっても、各省発意による省間調整プロセスが存在していたことからすれば<sup>51</sup>、各省任せのままでは各省中心の総合調整が増加することは期待しづらいであろう。むしろ、この制度改正が、一部の総合調整事務の移管のため、受け皿となる各省等に法的整備を施すものと受け止められたとすれば、各省等からは、能動的な総合調整の手段として捉えられていない可能性もあるだろう<sup>52</sup>。

今後、両機関への過度な業務の集中を避けつつ、内閣全体での重要課題への取組を進めるためには、各省等の総合調整機能を活用した一層の業務移管を進めるとともに、省庁横断的な新たな課題の発生時において、内閣官房・内閣府の総合調整機能が真に必要と判断される場合に限りこれらの機関に担わせるような運用が求められるだろう。

もともと中央省庁等改革の制度設計時においては、内閣官房は、その実質的機能を内閣総理大臣の直接の補佐とする、政治任用スタッフによる機動的・コンパクトな組織として発想されていた<sup>53</sup>。また内閣府の設計について

---

<sup>51</sup> 「政策調整システムの運用指針」（平成12年5月30日閣議決定）3参照

<sup>52</sup> 平成27年の内閣官房・内閣府見直し後に両機関に新たに置かれた組織については図1、2の注参照。

<sup>53</sup> 行政組織研究会「中央省庁等改革関連法律の理論的検討（一）」『自治研究』第76巻第9号（H12.9、良書普及会）23～24頁参照

も、広範な調整事務を担う組織でありながら、加えて分担管理事務や外局の管理事務等の重い事務を担わせるのは総合調整機能に支障を来すおそれがあるとの考え方もみられた<sup>54</sup>。両機関については、一方でスリムな組織を志向するこうした発想があり、他方で内閣に求められる業務の増大という現実的な要請があって、両者の間のバランスにより組織の在り方が定まってきたわけであるが、これまでの両機関の歩みをたどれば、内閣官房・内閣府の使い勝手の良さを含めた現実的要請の方に引きずられてきたようにも思われる。

このような観点から言えば、今後は、中央省庁等改革後に続いた「何でも内閣」的な発想を止めることがまずは求められる<sup>55</sup>。そして、新たな仕組みの運用には、各省への業務移管等を進める政治力が必要であり、とりわけ内閣の政治的リーダーシップが求められると言えるだろう。

---

<sup>54</sup> 行政組織研究会「中央省庁等改革関連法律の理論的検討（二）」『自治研究』第76巻第10号（H12.10、良書普及会）20～21頁参照

<sup>55</sup> 近年開催された関係閣僚会議等には、内閣官房長官及び各省大臣を共同議長とし、内閣官房及び各省で共同で庶務を行うもの（「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」（平成30年7月24日閣議口頭了解））や、各省大臣を議長とし、内閣官房及び各省で共同で庶務を行うもの（「海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議の開催について」（平成31年2月26日関係府省申合せ））がみられ、各省等に付与された総合調整権限との関係も含め注目される。